令和7年度立川市特別会計競輪事業補正予算(第3号)

上記の議案を提出する。

令和7年11月28日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第218条第1項の規定による。

# 令和7年度立川市特別会計 競輪事業補正予算(第3号)

令和7年度立川市の特別会計競輪事業の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,310 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それ ぞれ 29,044,784 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

	款			項		補正前の額	補 正 額	計
4. 繰	越	金				1	4, 310	4, 311
			1. 繰	越	金	1	4, 310	4, 311
	歳	入	合	計		29, 040, 474	4, 310	29, 044, 784

歳 出 (単位:千円)

	款				項			補正前の額	補 正 額	計
1. 総	務	費						1, 845, 738	4, 310	1, 850, 048
			1. 総	務	管	理	費	1, 845, 738	4, 310	1, 850, 048
	歳	出	合		計			29, 040, 474	4, 310	29, 044, 784

令和7年度立川市特別会計

競輪事業補正予算事項別明細書(第3号)

### 1. 総 括

(歳 入) (単位:千円)

		款				補正前の額	補正額	計
1. 競	輪	事	業	I	仅 入	26, 869, 305		26, 869, 305
2. 財		産		収	入	27, 325		27, 325
3. 繰		,	入		金	1, 300, 007		1, 300, 007
4. 繰		į	越		金	1	4, 310	4, 311
5. 諸		1	収		入	843, 836		843, 836
	歳	入	合	計		29, 040, 474	4, 310	29, 044, 784

(歳 出) (単位:千円)

								(半位・1円)
						補正額0	財源内訳	
款		補正前の額	補正額	計	特	定 財	源	一般財源
					国都支出金	地方債	その他	,50.4 6.1.
1. 総 務	費	1, 845, 738	4, 310	1, 850, 048				4, 310
2.事 業	費	26, 886, 995		26, 886, 995				
3. 繰 出 🤞	金	300, 000		300, 000				
4. 公 債	費	3, 740		3, 740				
5.諸 支 出 :	金	1		1				
6. 予 備	費	4,000		4, 000				
歳出合	計	29, 040, 474	4, 310	29, 044, 784				4, 310

### 2. 歳 入

款(4)繰越金

項(1)繰越金

	款	項目		補正前の額	補正額	計			節	^	- Loren
4繰		越	金	1	4, 310	4, 311	区	分		金	額
工作术		N.E.N.	<u> 215.</u>	1	4, 010	7, 011					
1	繰	越	金	1	4, 310	4, 311					
	1繰	越	金	1	4, 310	4, 311	1繰	越	金		4, 310
	1 滁	此	<u> </u>	1	4, 310	4, 311	1 樑	咫	並		4, 310
 	表 ス	、合	<u></u> 計	29, 040, 474	4, 310	29, 044, 784					
月	і <b>х</b> /\	• □	нІ	20, 010, 114	4, 010	20,011,101					

(単位:千円)

特別会計競輪事業

項(1)総務管理費

補 正 額 の 補正前の額 補 正 額 款 項 目 計 財源 内訳 区 分 金 額 1総 務 費 1, 845, 738 4, 310 1, 850, 048 一般財源 4, 310 1総務管理費 1,845,738 4, 310 1,850,048 一般財源 4, 310 1一般管理費 579,098 一般財源 574, 788 4, 310 4,310 2給 1,500 3職員手当等 1,810 4共 済 費 1,000 歳 出 合 計 29,040,474 4, 310 29, 044, 784

			(単1	立:千円)
説		明		
1 人事管理 【人事課】	0 60.04.44	4.010)	4	1, 310
	0 一般財源	4, 310)	1 500	
2 一般職給			1,500 210	
3 地域手当			800	
期末手当 勤勉手当			800	
<u> </u>			1,000	
1 八阴旭日列三亚				

### 給 与 費 明 細 書

#### 1. 一般職

(1)総 括

区分	職員	数(人)	給	与	費	(手円)	共 済 賀	合 計	備考
区方	一般職員	会計年度 任用職員	報酬	給 料	職員手当	計	(千円)	(千円)	MH (7)
補正後	11 (1)	4	124, 600	51, 728	54, 917	231, 245	24, 499	255, 744	
補正前	11 (1)	4	124, 600	50, 228	53, 107	227, 935	23, 499	251, 434	
比較	(0)	0	0	1, 500	1, 810	3, 310	1,000	4, 310	

職員手当	区分	扶養手当 (千円)	地域手当(千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)		期末手当(千円)	勤勉手当(千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)
	補正後	1, 374	7, 762	11, 154	2, 340	14, 848	15, 232	1, 487	720
の内訳	補正前	1, 374	7, 552	11, 154	2, 340	14, 048	14, 432	1, 487	720
	比 較	0	210	0	0	800	800	0	0

※( )内は、再任用職員数で外書き
※会計年度任用職員数は月給制職員のみ記載

#### (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区	分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳	(千円)	説 明	備考
			給与改定に伴う増減分	1, 491	7年度改定率 3.40%	
給	料	1,500	昇 給 に 伴 う 増 加 分			
			その他の増減分	9		
職員	K	1,810	制度改正に伴う増減分			
1000円	r∃	1, 810	その他の増減分	1,810		

#### (3)給料及び職員手当の状況

## ア 職員1人当たり給与

区	分	一般行政職	税務職	薬剤·医療職	看護·保健職	技能労務職
- 6	平均給料月額(円)	361, 245				
7年12月1日 現 在	平均給与月額(円)	519, 711				
	平均年齢 (歳)	43. 4				
- fr. B. a.	平均給料月額(円)	347, 518				
7年1月1日 現 在	平均給与月額(円)	561, 005				
	平均年齡 (歳)	43.3				

#### イ初 任 給

区	分	一般行政職	税務職	薬剤·医療職	看護·保健職	技能労務職
高校卒程度	立 川 市	200, 300				
大学卒程度	立 川 市	242, 000				
高校卒程度	E	200, 300				
大学卒程度	玉	242, 000				

#### ウ 級別職員数

7 18A/J/1984_54.9		役 行	政 職	税	務	職	薬剤	· 医	療職	看 護	· 保	健職	技育	能 労	務職
区分	級	職員数(人)	構 成 比 (%)	級	職員数(人)	構 成 比 (%)	級	職員数(人)	構 成 比 (%)	級	職員数(人)	構 成 比 (%)	級	職員数(人)	構 成 比 (%)
	5 級	1	9. 1	5 級			5 級			5 級					
	4級	1	9. 1	4 級			4 級			4級					
7年	3 級	4	36. 3	3級			3級			3級					
12月1日現在	2級	1 (1)	9. 1 (100. 0)	2級			2級			2級			2級		
	1 級	4	36. 4	1 級			1 級			1級			1 級		
	計	11 (1)	100. 0 (100. 0)	計			計			計			計		
	5級	1	9. 1	5級			5級			5級					
	4級	1	9. 1	4 級			4 級			4級					
7年	3級	4	36. 3	3級			3級			3級					
1月1日現在	2級	1 (1)	9. 1 (100. 0)	2級			2級			2級			2級		-
	1級	4	36. 4	1 級			1級			1級			1 級		
	計	11 (1)	100. 0 (100. 0)	計			計			計			計		

#### ※()内は,再任用職員数で外書き

#### (級別の基準となる職務)

「救別の羞ュ	<b>严となる職務</b> 丿				
区 分	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
技能労務職以外	参 事	参 事	主 事	主 事	主 事
の職種	(部長・部長相当職)	(課長・課長相当職)	(係長・係長相当職)	(主 任 職)	(その他の職)

区 分	2 級	1 級
\$4-24-34, 334, Wir mit-	主 事	主 事
技能労務職	(主 任 職)	(その他の職)

#### エ 昇給

				代	表	的 な	職	種
	区	分	금 計	一 般 行政職	税務職	薬剤・ 医療職	看護・ 保健職	技 能 労務職
	職員	数 (A)(人)						
4.45	昇給に係る職	員 数 (B)(人)						
補		1 号給 (人)						
		2 号給 (人)						
		3 号給 (人)						
Œ	号 紿 数 別 内 訳	4 号給 (人)						
	万和奴別的武	5 号給 (人)						
		6 号給 (人)						
後		7 号給 (人)						
		8 号給 (人)						
	比 率 (B)/	(A) (%)						
	職員	数 (A)(人)	11	11				
4.45	昇給に係る職	員 数 (B)(人)	8	8				
補		1号給 (人)	1	1				
		2 号給 (人)						
		3 号給 (人)						
Œ	号 紿 数 別 内 訳	4 号給 (人)	7	7				
	夕和 纵加 附	5 号給 (人)						
		6 号給 (人)						
前		7 号給 (人)						
119		8 号給 (人)						
	比 率 (B)/	/(A) (%)	72. 7	72. 7				

#### オ 期末手当・勤勉手当

区分	支 給 期 別 支 給 率			職制上の段階, 職務の級等	備考
	6月(月分)			職 伤 の 骸 寺による加算措置	ин
補正後	2. 425	2. 475	4. 90	有	【算定基礎】給料・扶養手当・地域手 当・役職加算
州 正 仮	(1. 275)	(3.625)	(4.90)	11	※ただし、勤勉手当の算定基礎に扶養 手当は含めない。
補 正 前	2. 425	2. 425	4. 85	有	
7HI 11. HU	(1. 275)	(1. 275)	(2.55)	TH.	
国の制度	2. 300	2. 350	4.65	有	【算定基礎】給料・扶養手当・地域手 当・役職加算・管理職加算
国の制度	(1. 200)	(1. 250)	(2.45)	刊	※ただし、勤勉手当の算定基礎に扶養 手当は含めない。

### カ 定年退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	備考
支 給 率 等	23. 0	30. 5	43. 0	43. 0	定年前早期退職 特例措置 (2%~20%)加算	
国の制度 (支給率等)	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期退職 特例措置 (2%~45%)加算	

### キ 地域手当

支給対象地域	支 給 率 (%)	支給対象職員数 (人)	国の指定基準に 基づく支給率(%)
市内全域	14	11 (1)	16

### ※( )内は,再任用職員数で外書き

※支給率は、国が示した支給割合の見直しに係る段階実施における令和7年度支給率

### ク 特殊勤務手当

区分	全職種		代	表	的	な	職	種	
L A	土 収 生	一般行政職	税務	職	薬剤・圏	医療職	看護	•保健職	技能労務職
給料総額に対する比率 (%)									
支給対象職員の比率(%) (7年12月1日現在)									
代表的な特殊勤務手当	支給額順								
の名称	対象職員順								

### ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	異なる	国に比べ、16歳〜22歳の子への加算額で1,000円低い。課長職以外については、その他で500円低い。課長職については、その他で3,500円低い。部長職は不支給。
住 居 手 当	異なる	国は家賃支払者に上限28,000円を支給。 市は借家・借間に居住する生計中心者(管理職を除く)のうち,満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に15,000円を支給。
通勤手当	異なる	国も市も、交通機関等利用者は運賃等相当額を支給、交通用具使用者は距離に応じ支給(国は2,000円〜38,700円、市は2,600円〜15,000円)。 交通機関等利用者及び交通機関等と交通用具の併用者の支給限度額は1か月当たり150,000円。